

2019年9月12日

投資家の皆様へ

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の繰上償還のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」につきまして、純資産総額が少なく、対象株価指数への十分な連動性を保ちにくくなっているため、2019年12月20日をもって繰上償還させていただく予定です。お知らせ申し上げます。

また、繰上償還を円滑に行えるようにするため、重大な約款変更（以下「付随する約款変更」といいます。）を実施いたします。

取得のお申込みに際しましては、下記の内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還および付随する約款変更の内容

- ① 信託期限を無期限から2019年12月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 金銭での支払いによる償還を行えるように変更します。

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、残高が減少傾向にあり、設定日（2008年7月22日）時点での純資産総額は2019年8月末現在で1億円となっております。このような状況下、対象株価指数への十分な連動性を保ちにくくなっています。当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

3. 書面決議

2019年9月12日現在の受益者を対象に、2019年11月18日付で上記の繰上償還および付随する約款変更（以下「本議案」といいます。）にかかる書面決議を行います。書面決議において、賛成された方（議決権を行使されなかった方を含みます。）の保有する受益権の合計口数が2019年9月12日現在の当ファンドの受益権総口数の3分の2以上となった場合に本議案は可決され、2019年12月19日付で付随する約款変更を行い、2019年12月20日付で繰上償還を実施いたします。否決された場合は、付随する約款変更および繰上償還を実施いたしません。

書面決議の結果は、2019年11月18日付で弊社ホームページにてお知らせするほか、東京証券取引所において適時開示を行います。

4. 書面決議の日程

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 基準日（書面決議の対象受益者の確定日） | 2019年9月12日 |
| ② 議決権行使期限 | 2019年11月11日 |
| ③ 書面決議日（本議案の可否決定） | 2019年11月18日 |
| ④ 書面決議結果の弊社ホームページ掲載 | 2019年11月18日 |
| ⑤ 付随する約款変更の適用日 | 2019年12月19日 |
| ⑥ 繰上償還日 | 2019年12月20日 |
| ⑦ 償還金支払開始日 | 2020年1月28日 |

5. 東京証券取引所における売買に関する日程

① 「整理銘柄」への指定	2019年11月18日
② 東京証券取引所における最終売買日	2019年12月18日
③ 上場廃止日	2019年12月19日

6. 償還金のお支払い

償還金につきましては、2020年1月28日からお支払いする予定です。

1口当たりの償還価額は、当ファンドの信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額となり、確定いたしましたら、弊社ホームページにてお知らせいたします。

償還金のお受取方法は、受益者の方がお取引されている証券会社に対して償還日（2019年12月20日）時点で指定されている「配当金受領方法」によって異なります。

配当金受領方法	償還金のお受取方法
株式数比例配分方式 配当金領収証方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
登録配当金受領口座方式 個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。

※ お取引されている証券会社に対して、例えば、「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されると、当ファンド以外に保有されている銘柄の配当金のお受取方法も変更されてしまいますので、ご留意ください。

(注 1) 国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAが適用されないため、確定申告を行う必要があります。

(注 2) 国内の個人受益者が特定口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

(税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。)

7. 取得申込および交換請求の受付停止

本議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込および交換請求は、2019年11月20日以降、受け付けないことといたします。

※ 東京証券取引所における売買は、2019年12月18日まで行うことができます。

8. 信託約款新旧対照表

変更後	現行
(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2019年12月20日までとします。</u>	(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。 ただし、第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定によって信託を終了させることができます。
(信託の計算期間) 第29条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から 7月20日まで、および7月21日から翌年1月	(信託の計算期間) 第29条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から 7月20日まで、および7月21日から翌年1月

変更後	現行
<p>20日までとします。ただし、第1計算期間は、2008年7月22日から2009年1月20日までとし、<u>最終計算期間は、2019年7月21日から2019年12月20日までとします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金および償還金の支払い) 第34条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 償還は、信託終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者（以下「信託終了時受益者」といいます。）を信託終了日現在における受益者として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</p> <p>⑧ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p> <p>第38条 (削除)</p>	<p>20日までとします。ただし、第1計算期間は、2008年7月22日から2009年1月20日までとします。</p> <p>(名義登録と収益分配金の支払い) 第34条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(信託終了時の交換等)</u> 第38条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。この場合は、第35条および第36条の規定に準じるものとします。</p>

変更後	現行
	<p>のとします。</p> <p>② 委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>③ 信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</p>
(収益分配金および償還金の交付と支払いに関する受託者の免責)	(収益分配金の交付と支払いに関する受託者の免責)
<p>第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に収益分配金について未払残高があるときは、<u>または支払開始日から10年経過した後に償還金について未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u></p> <p>② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に<u>収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u></p> <p>② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
(収益分配金および償還金の時効)	(収益分配金および信託終了時の交換にかかる時効)
<p>第40条 受益者が、収益分配金については第34条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに<u>償還金については第34条第8項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</u></p>	<p>第40条 受益者が、収益分配金については第34条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに<u>信託終了時の交換については信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</u></p>
(質権口記載または記録の受益権の取扱い)	(質権口記載または記録の受益権の取扱い)
<p>第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付<u>および償還金の支払い等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>	<p>第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>

以上

使用開始日 2019年10月12日

投資信託説明書(交付目論見書)

ダイワ上場投信・ TOPIX-17 不動産

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和証券投資信託委託株式会社は、2020年4月1日付で、商号を「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)
0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	その他(TOPIX-17不動産)

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 大和証券投資信託委託株式会社

設 立 年 月 日 1959年12月12日

資 本 金 151億74百万円

運用する投資信託財産の
合 計 純 資 産 総 額 17兆793億95百万円

(2019年7月末現在)

2020年4月1日以降、「大和投資信託」「大和証券投資信託委託株式会社」など当社名を表す記載につきましては、「大和アセットマネジメント株式会社」とお読み替え下さい。

- 本文書により行なう「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年10月11日に関東財務局長に提出しており、2019年10月12日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 不動産」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 不動産」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- 対象株価指数を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「TOPIX-17 不動産」について

- ◆「TOPIX-17シリーズ」は、株式会社東京証券取引所が算出・公表する東証業種別株価指数の分類(33業種)をもとに17業種に集約した業種別株価指数です。東京証券取引所第一部に上場する銘柄を17業種に分類し、その時価総額を指数化し、業種別の株価の変動をとらえようとするものです。このうち、「TOPIX-17 不動産」の対象は、33業種分類の「不動産業」に該当する銘柄です。
- ◆2002年12月30日の時価総額を100として、東京証券取引所が算出・公表しております(注1参照)。
- ◆新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わった場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します(注2参照)。

(注1)算出方法:毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 ×100

(注2)基準時の時価総額の修正方法 :

$$\text{修正後の基準時価総額} = \frac{\text{修正前日の基準時価総額} \times (\text{修正前日の時価総額} + \text{修正額})}{\text{修正前日の時価総額}}$$

ファンドの目的・特色

- ①TOPIX-17 不動産の指数値ならびにTOPIXおよびTOPIX-17 不動産の商標は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX-17 不動産に関するすべての権利・ノウハウならびにTOPIXおよびTOPIX-17 不動産の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有します。
- ②(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX-17 不動産の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXおよびTOPIX-17 不動産の商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値、TOPIXおよびTOPIX-17 不動産の商標の使用に関して得られる結果ならびに特定の日のTOPIX-17 不動産の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥(株)東京証券取引所は、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の購入者または公衆に対し、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦(株)東京証券取引所は、当社または「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の購入者のニーズを、TOPIX-17の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2**当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。**

● 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

● 追加設定は、株式により行ないます。

- ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「TOPIX-17 不動産」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

● 受益権を株式と交換することができます。

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- ・解約申込により受益権を換金することはできません。

● 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3**収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1月20日および7月20日です。**

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは、一銘柄の組入比率が高くなる場合があり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす影響が大きくなることがあります。
その他の	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 不動産」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

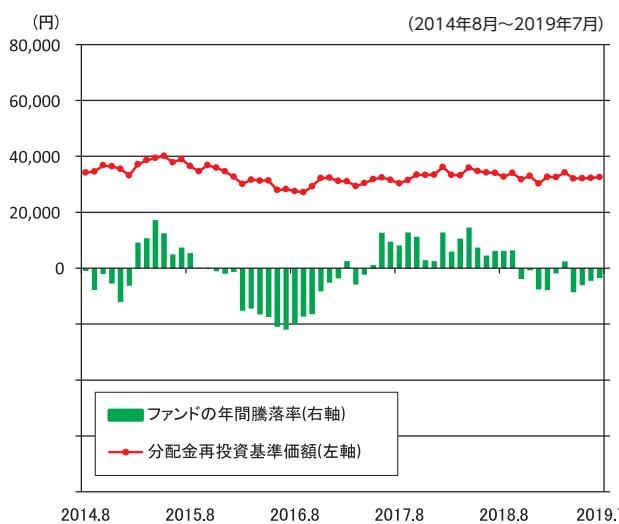
- 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

投資リスク

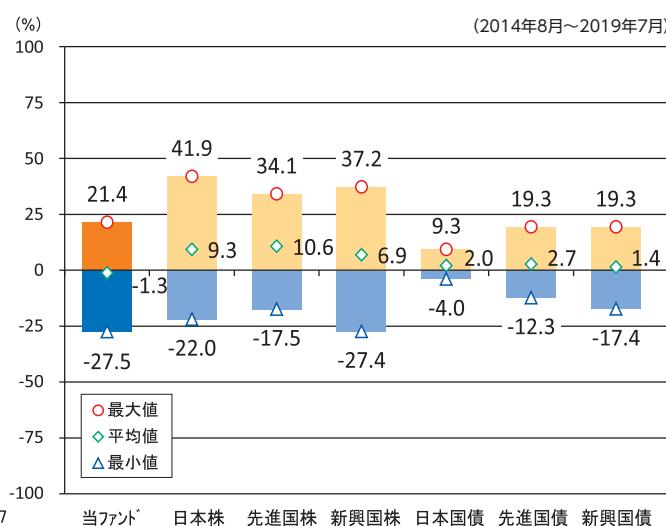
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

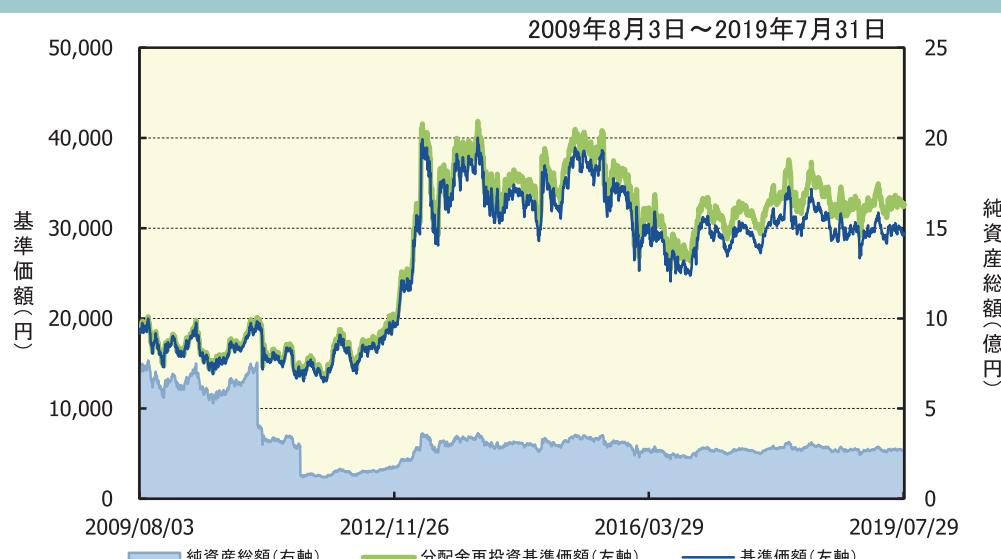
●ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産

2019年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	29,304円
純資産総額	2.6億円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移（1口当たり、税引前）

決算期	直近1年間分配金合計額： 466円 設定来分配金合計額： 2,632円											
	第 11 期 14年1月	第 12 期 14年7月	第 13 期 15年1月	第 14 期 15年7月	第 15 期 16年1月	第 16 期 16年7月	第 17 期 17年1月	第 18 期 17年7月	第 19 期 18年1月	第 20 期 18年7月	第 21 期 19年1月	第 22 期 19年7月
分配金	65円	94円	76円	117円	101円	163円	141円	198円	220円	213円	222円	244円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

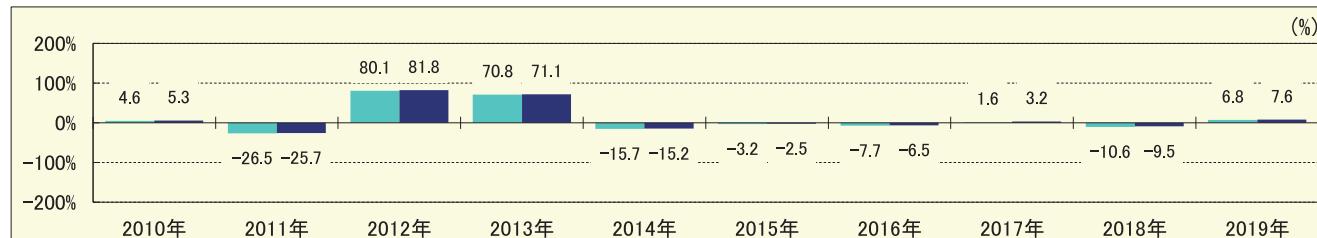
資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	71	99.4%	不動産業	99.4%	三菱地所	不動産業	25.3%
国内株式先物	1	0.6%			三井不動産	不動産業	23.5%
不動産投資信託等	-	-			住友不動産	不動産業	16.1%
コール・ローン、その他		0.6%			ヒューリック	不動産業	3.5%
合計	72	-			東急不動産HD	不動産業	3.1%
株式 市場・上場別構成	比率				飯田GHD	不動産業	2.7%
一部(東証・名証)	99.4%				野村不動産HLDGS	不動産業	2.7%
二部(東証・名証)	-				日本空港ビルディング	不動産業	2.5%
新興市場他	-				東京建物	不動産業	2.5%
その他	-				パーク24	不動産業	2.3%
合計	99.4%	合計	99.4%	合計			84.3%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX-17 不動産です。

■ ベンチマーク ■ ファンド



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間收益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2019年は7月31までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

取 得 単 位	「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」…対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 (「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数) 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。
取 得 時 の バ スケ ット の 決 定 な ど	●委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト[https://www.daiwa-am.co.jp/etf/]に掲示します。
取 得 価 額	取得申込受付日の基準価額(1口当たり)
取 得 方 法	追加設定は株式により行ないます。
取 得 代 金	—
解 約 申 込	解約申込により換金することはできません。
交 換 申 込	受益権と株式との交換ができます。
交 換 単 位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交 換 価 額	交換申込受付日の基準価額(1口当たり)
交 換 代 金	—
申込受付中止日	〈取得申込の受け付けの停止〉 ※次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込を受付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内) 4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈交換申込の受け付けの停止〉 ※次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込を受付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内) 4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)とし、その翌営業日を取得申込受付日とします。
取得の申込期間	2019年10月12日から2020年4月13日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	—
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。
信 託 期 間	無期限(2008年7月22日当初設定)
繰 上 償 還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が2万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年1月20日および7月20日
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	1兆円に相当する株券および金銭
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運 用 報 告 書	—
課 稅 関 係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。 ※2019年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容	
運用管理費用(信託報酬)	毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額 イ.信託財産の純資産総額に年率0.198%(税抜0.18%)以内(提出日現在は、 <u>年率0.198%(税抜0.18%)</u>)を乗じて得た額 口.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。	
委託会社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。	
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
	〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社 受託会社	
	イ.の額(税抜)(注1)	年率0.13%	年率0.05%
	口.の額(口.の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%
その他の費用・手数料	(注2)	<p>●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。</p> <p>●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。</p> <p>※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0253%(税抜0.023%)以内を乗じて得た額となります。</p>	

(注1)「運用管理費用の配分」(イ.の額)には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
交 換 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。